

1. 学校・保育施設の給食食材の産地公表と放射性物質検査の実施について

- ① 食材についての放射性物質検査は、原子力災害対策本部が定めた「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方(平成23年8月4日改正)」を踏まえ、厚生労働省が示した「地方自治体の検査計画」に基づき、各都道府県で計画的に実施されています。その結果、厚生労働省が定める放射性物質に関する暫定規制値を上回る食材は、国による出荷制限を受けることとなり、市場には流通していないと考えております。したがって、市場に流通している食材は、安全性が確保されているものと考えられるので、給食食材の放射性物質の検査について、現時点では実施しないこととします。なお、今後も引き続き検討することとし、国や東京都等の対応並びに出荷制限等の規制を受ける食材の状況等を踏まえ、実施について判断していきます。
- ② 給食食材への放射能汚染の不安を解消するため、使用食材の生産地の公表について、献立表や給食だより等を活用し、これまで以上に情報提供の徹底に努めます。なお、市場に流通している食材について、生産地により使用を一律に制限することは風評被害を助長することとなるため、対応することは困難です。ただし、これまでに出荷制限の扱いとなった食材が市場に流通したことがあったため、引き続き生産地等の情報収集を行うとともに、国や東京都の動向を注視し、状況の変化に機敏に対応できるよう努めてまいります。
- ③ 学校教育では給食の時間について、食育を実践する場として大切にしています。また、現代で失われがちな季節行事や伝統的な食文化を学ぶことができるよう、各学校で献立に工夫を凝らしています。従って、給食の提供を受ける受けないという選択を保護者に付与する考えはありません。どうしてもという場合は、お弁当や水筒は衛生面の管理から心配な点もありますが、学校にご相談していただければ、個別に対応いたします。

2. 栄養士・教員・保育士への指導・教育の実施について

- ①②③ 集団給食に従事する栄養士に対しては、池袋保健所主催による「栄養技術講習会」において、食品・環境の放射能汚染とその影響についての講習を8月10日(水)に実施しました。教育委員会といたしましては、原発事故の影響による様々な対応について、法令や科学的な根拠をもとに危機管理対策本部と一元化した対応に努めているところです。今後とも関係部局と連携し、各小・中学校に対し、的確な情報を提供してまいります。

3. 区内全屋外プールの放射能測定、学校でのプール見学の自由について

- ① 6月のプール測定に関しては検出下限値を20ベクレル/kgに設定しています。これは、原子力安全委員会の定めた飲食物摂取制限に関する指標のう